

特集

臨床工学技士に必要な 法律の知識



編集責任

横浜市民病院 臨床工学部

相嶋一登 AISHIMA, Kazuto

「社会あるところに法あり」という言葉がある。法は人間社会において人権を尊重し、社会を安全に運営するための規範やルールである。

医療行為は傷害罪に相当する行為であるが、それが医療目的であることから傷害罪が阻却されるという法解釈となっている。さらには医療行為の正当性、安全性を担保するため、医療行為を行うには国家による免許が必要となる。臨床工学技士も国家資格であることから、さまざまな法律の適用を受けることとなる。

複雑な社会で、しかも人の生命にかかわる仕事であることを踏まえれば、臨床工学技士は社会一般よりも一層高い法令遵守意識、倫理観をもたなければならないと考える。

本特集は前半部分で「臨床工学技士が業務上理解しておくべき法律」として、臨床工学技士法、保健師助産師看護師法、医療法、薬機法、労働基準法、労働者派遣法を取り上げ、おもに行政機関、医療機関の医療従事者に執筆いただいた。これらの法令には刑法などと異なり、罰則規定が定められていない法律も多い。しかし、だからといって法令に違反してもよいというわけではない。医療や医療機器のプロとし

て、罰則によらなくとも自律的に法令を遵守して社会の期待に応えることを期待されているのである。

次に後半部分ではこれまでに臨床工学技士が関与した法令違反事例を基に、その法令の意味や法令違反となった場合の罰則について、第一線で活躍している弁護士の先生に執筆いただいた。

臨床工学技士も例外ではなく、刑事事件の被疑者や参考人として捜査機関の取り調べを受ける可能性がある。当然罪を犯したと自認している場合は、反省し、事実を述べることが重要であるが、仮に無実の罪を着せられるおそれがある場合には、捜査機関の性質を踏まえて適切な対応をとることも、自身や他人を守るためには必要である。

法律を知り、これを遵守することは個人の幸せと社会の安全につながる。本特集が現場で活躍している臨床工学技士にとって、業務を見直すきっかけとなり、社会から要請されている役割をより一層発揮できることを期待している。

最後に、このたび共同で監修いただいた、弁護士の和田恵先生に心から感謝を申し上げる。